

参考資料 1

I C Dに関するWHOの勧告と日本における適用

1 WHOにおけるI C Dの改正について

- WHOは、新しい疾病、臨床（医学的）知識の変化、医学用語の変化、分類表の一層の明確化等に対応するため、I C D－1 0の改正（アップデート）、すなわち、I C D－1 0のまま改善（大改正、小改正）を加え、バージョンを更新することとしている。
- 改正の原則は、「基本分類表（tabular list）」の改正は3年ごとの「大改正（Major change）」と毎年行われる「小改正（Minor change）」に分けられており、基本分類表に影響を与えない「索引」については、毎年改正される。
- 大改正については、毎年10月のWHO－F I C協力センター長会議において、WHOが受理したI C D－1 0の改正項目のうち大改正に該当する更新事項が、翌年公表され、指定された大改正の年の1月から施行される。
小改正については、毎年10月のWHO－F I C協力センター長会議において、WHOが受理したI C D－1 0の改正項目のうち小改正に該当する更新事項が、翌年公表され、その年の翌年1月から施行される。

[参考] 大改正と小改正の区分

大改正（Major change）	小改正（Minor change）
<ul style="list-style-type: none">・新たなコードの追加・コードの削除・コードの移動・あるコードについて、3桁分類項目のカテゴリーの変化を伴う索引の改正・罹患率もしくは死亡率に関するデータの収集の精度に影響を与えるルールもしくはガイドラインの改正・新たな用語の索引への導入	<ul style="list-style-type: none">・あるコードについて、同一の3桁分類項目のカテゴリー内における索引の修正もしくは明確化・内容例示表もしくは索引の強化（例：包含、除外項目の追加及び二重分類の追加など）・あるコードについて、概念の変化ではなく表現の強化・罹患率もしくは死亡率に関するデータの収集の精度に影響を与えないルールもしくはガイドラインの改正・誤植の修正

2 WHOが勧告するICDの日本における適用

WHOの勧告	日本の対応
○ 3桁、4桁コードと分類名(14,000)	○ 3桁、4桁コードと分類名(14,000) + 独自の細分類 *各枠内は告示事項 (疾病、傷害及び死因の統計分類基本分類表)
○分類方法 ・内容例示(ルール) ・索引	○分類方法 ・内容例示(ルール) (日本における事情を考慮) ・索引 + 日本の慣用語(日本語のソート)
○死因選択ルール	○死因選択ルール(日本における事情を考慮)
○製表用リスト ・死亡製表用リスト 一般死亡(簡約、選択) 乳児及び小児死亡(簡約、選択) ・疾病製表用リスト	○WHOへの提出は製表用リスト 国内では日本の事情により独自の表を作成 疾病分類(大、中、小) 死因分類 (参考) 日本独自(人口動態用製表) ・選択死因分類表 ・乳児死因分類表 ・死因年次推移分類表 ・感染症分類表 ・死因順位に用いる分類項目

○アップデートの概要

(2004年改訂分まで)

- ・コードの追加、削除、変更 (約 70箇所)
- 分類名の変更
(告示改正を必要とするもの)
- ・内容例示の追加、削除、変更 (約 200箇所)
(告示改正を必要としないもの)
- ・索引の追加、削除、変更 (約 600箇所)
- ・死因選択ルールの一部変更 (約 30箇所)

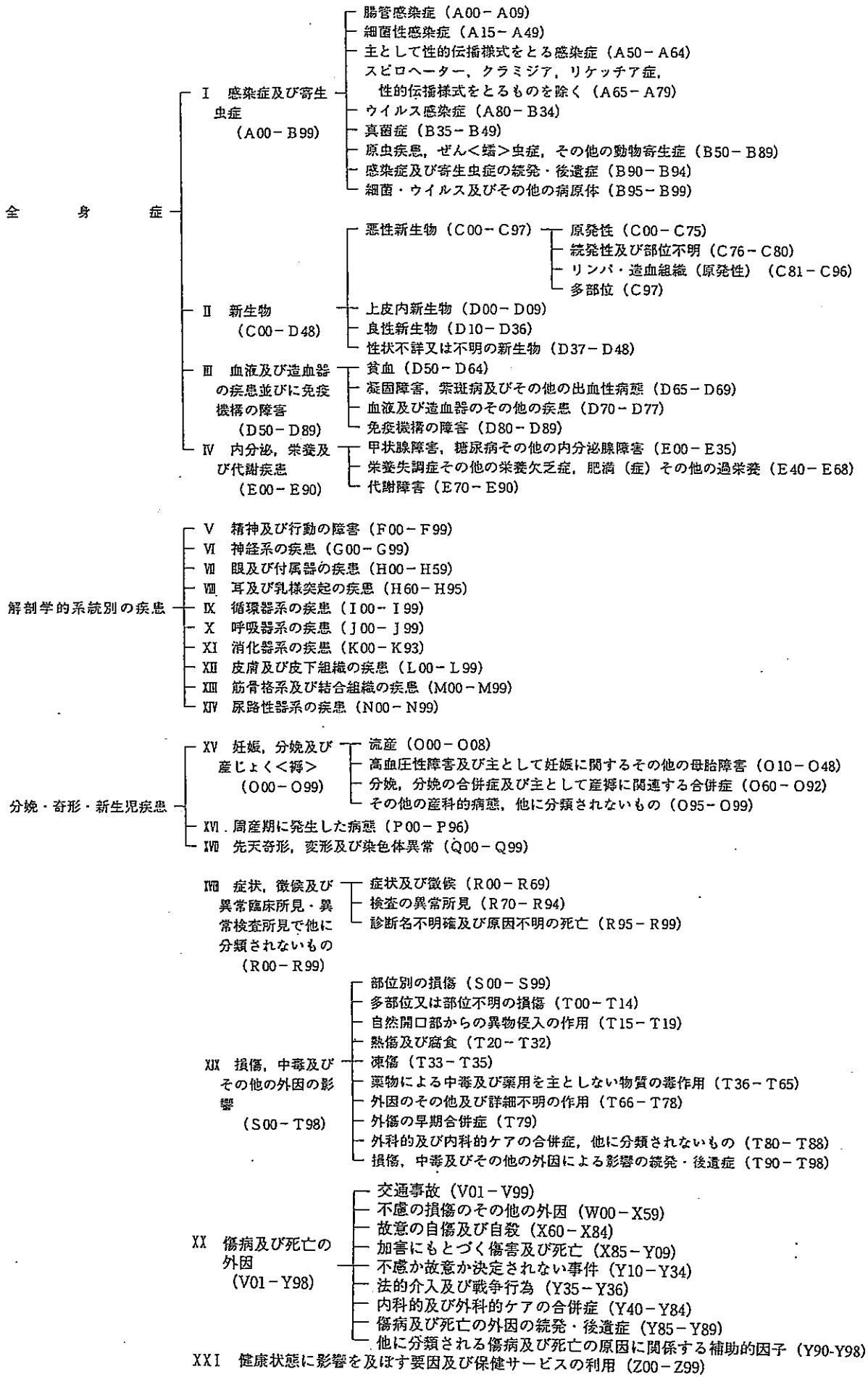
○日本への適用に必要な事務

- (1) WHOの一部改正分に係る事務
 - ①内容の確認と訳の適切さの確認
 - ②細分類の設定(日本分類、死因分類)
 - ③索引への慣用語の追加
 - ④疾病分類表(大、中、小)のチェック
死因分類のチェック

(2) 適用に係るとりまとめ事務

- ・総務省告示改正(案)
- ・疾病、傷害及び死因統計分類提要の改訂版
 - 第1巻 総論(死因選択ルール、製表用リスト等)
 - 第2巻 内容例示(コード)
 - 第3巻 索引

3 ICD-10 の分類体系



注： 第XXI章は人口動態統計には用いない。

4 統計調査に用いる疾病、傷害及び死因に関する分類の名称及び分類表（抜粋）

○統計調査に用いる産業分類並びに 疾病、傷害及び死因分類を定める 政令第三条の規定に基づく疾病、 傷害及び死因に該する分類の名称 及び分類表

(平成十六年十一月三十日付
厚生労働省告示第114号)

平成 十六年 十一月三十日付
同 二〇〇四年三月三十日同
同 二〇〇四年七月三十日付
厚生労働省告示第143号

統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和三十六年政令第114号）第三条の規定に基づいて、
疾病、傷害及び死因に該する分類の名称及び分類表を次のとおり定め
る。併せて、本規則は、本規則の施行後、前項の規定による改定の場合は、
その施行日より適用する。

昭和四十九年に改訂された「昭和四十九年十一月三十日付」の規則の施行日から適用する。ただし、平成十四年十一月三十日付による改定は、
統計調査の結果の発表日以後は、本規則の施行日より適用する。

1 分類の名称 疾病、傷害及び死因の統計分類（平8総務告113・一部改正）

2 分類表（平8総務告113・平13総省告463・一部改正）

一 疾病、傷害及び死因の統計分類基本分類表

第1章 感染症及び寄生虫症

腸管感染症（A00—A09）

A00 コレラ

- A00.0 コレラ菌によるコレラ
- A00.1 エルトールコレラ菌によるコレラ
- A00.9 コレラ、詳細不明

A01 腸チフス及びバラチフス

- A01.0 腸チフス
- A01.1 バラチフスA
- A01.2 バラチフスB
- A01.3 バラチフスC
- A01.4 バラチフス、詳細不明

A02 その他のサルモネラ感染症

- A02.0 サルモネラ腸炎
- A02.1 サルモネラ敗血症
- A02.2 局所的サルモネラ感染症
- A02.8 その他の明示されたサルモネラ感染症
- A02.9 サルモネラ感染症、詳細不明

A03 細菌性赤痢

- A03.0 志賀菌による細菌性赤痢
- A03.1 フレクスナー菌による細菌性赤痢

A03.2	ボイド菌による細菌性赤痢
A03.3	ソンネ菌による細菌性赤痢
A03.8	その他の細菌性赤痢
A03.9	細菌性赤痢、詳細不明
A04	その他の細菌性腸管感染症
A04.0	腸管病原性大腸菌感染症
A04.1	腸管毒素原性大腸菌感染症
A04.2	腸管組織侵襲性大腸菌感染症
A04.3	腸管出血性大腸菌感染症
A04.4	その他の大腸菌性腸管感染症
A04.5	カンピロバクター腸炎
A04.6	エルシニアエンテロコリチカによる腸炎
A04.7	クロストリジウム ディフィシレによる全腸炎
A04.8	その他の明示された細菌性腸管感染症
A04.9	細菌性腸管感染症、詳細不明
A05	その他の細菌性食中毒
A05.0	ブドウ球菌性食中毒
A05.1	ボツリズム<ボツリヌス中毒>
A05.2	ウェルシュ菌食中毒
A05.3	腸炎ビブリオ食中毒
A05.4	セレウス菌食中毒
A05.8	その他の明示された細菌性食中毒
A05.9	細菌性食中毒、詳細不明
A06	アメーバ症
A06.0	急性アメーバ赤痢
A06.1	慢性腸アメーバ症
A06.2	アメーバ性非赤痢性大腸炎
A06.3	腸管アメーバ肉芽腫
A06.4	アメーバ性肝臓病
A06.5†	アメーバ性肺膿瘍(J99.8*)
A06.6†	アメーバ性脳膜膿瘍(G07*)
A06.7	皮膚アメーバ症
A06.8	その他の部位のアメーバ感染症
A06.9	アメーバ症、詳細不明
A07	その他の原虫性腸疾患
A07.0	バランチジウム症
A07.1	ジアルジア症【ランブル鞭毛虫症】
A07.2	クリプトスボリジウム症
A07.3	イソスピラ症
A07.8	その他の明示された原虫性腸疾患
A07.9	原虫性腸疾患、詳細不明
A08	ウイルス性及びその他の明示された腸管感染症
A08.0	ロタウイルス性腸炎
A08.1	ノーウォーク様ウイルスによる急性胃腸症
A08.2	アデノウイルス性腸炎
A08.3	その他のウイルス性腸炎